

税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組の事務実施要領

I 基本的な考え方

1 取組の趣旨

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、トップマネジメントの積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であることから、その充実を促進するものである。

2 用語の意義

当事務実施要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次による。

- (1) 税務コンプライアンス 納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること
- (2) 税務に関するコーポレートガバナンス 税務についてトップマネジメントが自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部統制を整備すること
- (3) トップマネジメント 法人の代表取締役、代表執行役のほか、法人の業務に関する意思決定を行う経営責任者等

II 調査の機会を利用した働きかけ

1 税務に関するコーポレートガバナンスの確認

(1) 対象法人

実地調査を実施する国税局特別国税調査官所掌法人（以下「調査法人」という。）を対象とする。

(2) 確認項目

次の項目について確認する。

- イ トップマネジメントの関与・指導
- ロ 経理・監査部門の体制・機能の整備・運用
- ハ 内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用
- ニ 税務に関する情報及び再発防止策の社内への周知
- ホ 不適切な行為の抑制策の整備・運用

(3) 確認方法

イ 調査法人の調査を担当する国税局特別国税調査官（以下「担当特官」という。）は、調査着手後の早い段階で、税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組の趣旨を調査法人に説明した上で、「税務に関するコー

ポレートガバナンス確認表」(様式1)(以下「確認表」という。)の作成を依頼する。

(注) 確認表の作成は、行政指導として依頼するものであることに留意する。

ロ 確認表の作成について、調査法人から協力が得られなかった場合は、当該調査法人に対しては、「2 税務に関するコーポレートガバナンスの判定」から「6 調査間隔延長後の実地調査における対応」までの事務は実施しない。

2 税務に関するコーポレートガバナンスの判定

(1) 基本方針

調査結果を直接的に反映することなく、調査によらずとも適正申告を期待することができるか否かを念頭に置き、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の実施状況により各確認項目を判定するとともに、併せて調査への対応状況や帳簿書類等の保存状況も勘案して判定を行う。

(2) 確認項目の評価・判定

担当特官は、「税務に関するコーポレートガバナンスの確認項目の評価ポイント」(別紙1)に基づき、1(2)の確認項目について、法人の取組が形式的なものではなく、実効性が確保されているかなどの観点から、評価・判定する。

なお、評価する項目について、確認表に記載がない場合や、取組に係る運用状況が明確でないものについては、法人にその状況を聴取し、評価することに留意する。

また、税務コンプライアンスの維持・向上の観点から、税務調査に対して適切に対応しているかや帳簿書類等が適切に保存されているかを勘案する。

おって、前回調査における是正事項の対応状況を確認するとともに、今回調査の是正事項の発生要因及び再発防止に向けた調査法人の意見等を把握・聴取し、「税務に関するコーポレートガバナンス評価書」(様式2)(以下「評価書」という。)を作成する。

(3) 部次長への報告

担当特官は、実地調査検討会等の際に、作成した評価書に基づき、調査(査察)部長又は次長(以下併せて「部次長」という。)に調査法人の税務に関するコーポレートガバナンスの状況を報告する。部次長は、必要に応じ、判定結果や所見等について指導・指示を行う。

3 トップマネジメントとの面談

(1) 面談の相手方

原則として、調査法人のトップマネジメントと面談を行う。

なお、税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた実効性ある取組を促進する上で、トップマネジメントとの面談は、極めて重要であることから、調査着手後早期に日程調整を図るなど面談の実現に努める。

(2) 面談担当者

面談は、原則として、部次長が担当することとし、担当特官が同席する。

(3) 実施方法

部次長は、トップマネジメントがリーダーシップを発揮して税務に関するコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいくことを促すため、調査結果の概要を説明し、その是正事項の再発防止に向けた取組を含め、税務に関するコーポレートガバナンスの評価が低かった事項について、効果的な取組事例を紹介しつつ、トップマネジメントと意見交換を行う。

なお、前事務年度までにトップマネジメントとの面談を行っている法人については、前回の面談の実施状況等を踏まえて、具体的な改善策を提示するなど更なる充実が図られるよう意見交換を行う。

また、面談終了後、その概要を評価書の所定の欄に記載する。

4 税務に関するコーポレートガバナンスの判定結果の活用

調査法人の税務に関するコーポレートガバナンスの判定結果は、当該調査法人の調査必要度の重要な判断材料の一つとして活用する。

5 税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好な法人への対応

税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好であり、調査結果に大口・悪質な是正事項がなく調査必要度が低いと判断される法人については、調査省略対象とする事業年度の申告書審理を行う際に、一般に国税当局と見解の相違が生じやすい取引等を自主的に開示（以下「自主開示」という。）し、当局がその適正処理を確認することを条件に、次回調査までの調査間隔を延長する。

(1) 対象法人の抽出

税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好であり、調査結果に大口・悪質な是正事項がないことなどを総合的に勘案して対象法人を抽出する。

(2) 法人に対する同意確認

(1)で抽出した法人に対し、トップマネジメントとの面談時に、調査間隔を延長する条件として、調査省略対象とする事業年度の申告書審理を行う過程において、自主開示を行い、当局がその適正処理を確認することに同意するか確認する。

その際、自主開示は、調査間隔を延長した結果、一回の調査の事務負担が法人及び国税当局双方にとって過重にならないために行うものであり、当局の確認の結果、処理に誤りがあると思料される場合は、行政指導として自発的な見直しを要請するものであることを説明する。

(3) 調査間隔の延長

(2)で自主開示に同意した法人（以下「延長対象法人」という。）に対し、次回調査までの間隔を前回調査と今回調査の間隔より1年延長することを説明する。

その際、後発的な事情などにより緊急を要する場合は、調査を実施することがある旨を説明することに留意する。

なお、更正期限（5年）を考慮し、当面の間、調査間隔は、最大4年とする。

また、前回調査と今回調査の間隔が、新規所掌など特別な事情によるものであった場合には、その事情を勘案して庁と協議し、必要な調整を図る。

(4) 調査省略年度における自主開示事項の確認

イ 提出依頼

担当特官は、延長対象法人に対して、調査省略対象とする事業年度の申告書審理を行う際に、自主開示を依頼する。その際、真に確認すべき取引等が提出されるよう、別紙2を提示して説明を行う。

ロ 自主開示事項

(イ) 申告済の事業年度における以下に掲げる取引等の処理（一般に国税当局と見解の相違が生じやすいもの）で、取引金額が多額のもの

(注) 国税当局に事前相談を行い、事実関係に変更がないものは除く。

- ・ 組織再編における適格組織再編か否かの判定
- ・ 特別損失計上取引の処理
- ・ 売却損、譲渡損、除却損、評価損等の損失計上取引の処理
- ・ その他一時の損金計上取引の処理
- ・ 仮受金又は仮払金計上取引の処理
- ・ その他これらに類する取引等

(ロ) 前回調査で是正された事項の再発防止や申告調整等の状況

(ハ) 次回調査前に当局の見解を確認したい申告済の事業年度における取引等の処理で、取引金額が多額のもの

ハ 自主開示事項の確認

担当特官は、必要に応じて延長対象法人に対して適否判断に必要な資料の提出を求め、自主開示された事項（以下「自主開示事項」という。）が適正に処理されているか否かを確認し、「自主開示事項確認実績整理票」（様式3）に開示内容、確認結果等を取りまとめ、必要に応じて調査審理課（設置されていない局にあっては審理担当者）と協議する。

なお、自主開示事項の適否判断に必要な資料が提出されない場合や、深度ある調査、取引先等への反面調査など事実認定を要する場合は、延長対象法人に対し、当該事項は次回調査で確認する旨連絡する。

また、当該事項を次回調査で確認した結果、追徴税額が生じることとなった場合には、加算税が賦課決定されることを併せて説明する。

(注) 1 法人に臨場して確認する必要がある場合には、法人の事務負担を考慮し、おおむね 15 日以内の臨場となるようにする。

2 担当特官は、自主開示事項の確認に当たり、自主開示の一連の事務は、質問検査権を行使した調査ではなく、法人との信頼関係に基づき、任意の協力により実施するものであることを十分認識するとともに、法人の事務負担についても配慮する。

ニ 確認結果の連絡

担当特官は、自主開示事項の確認結果を臨場又は電話により延長対象法人に連絡する。

なお、確認結果の連絡は、原則として自主開示を受けてから 3 カ月以内に行うよう努める。

ホ 自発的な見直し依頼

自主開示事項の確認の結果、処理に誤りがあると思料される場合は、延長対象法人に対し、当該確認は行政指導であることを説明し、自発的な見直しを要請した上で、修正申告書又は更正の請求書の自発的な提出を要請する。

なお、自発的な見直しの要請に応じず、修正申告書等の提出がない場合は、延長対象法人に対し、次回調査において再度確認した上で是正する旨を説明する。

(5) 調査省略年度における税務に関するコーポレートガバナンスの確認

担当特官は、(4)の事務に合わせ、延長対象法人の税務に関するコーポレートガバナンスの状況について、前回調査時に法人が作成した確認表の内容に変更がないか聴取し、変更があった場合には、その状況を確認する。

6 調査間隔延長後の実地調査における対応

(1) 税務に関するコーポレートガバナンスの判定

担当特官は、調査間隔延長後の実地調査の際に、「1 税務に関するコーポレートガバナンスの確認」及び「2 税務に関するコーポレートガバナンスの判定」の事務を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの再判定を行う。

(2) 調査間隔の見直し

(1)の判定結果及び調査結果に基づき、次のとおり調査間隔を見直し、「3 トップマネジメントとの面談」の事務を行う。

イ 調査結果に大口・悪質な是正事項がなく、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が更に良好となった法人については、調査間隔の更なる延長を行う。

ロ 税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好でなくなった場合、調査結果に大口・悪質な是正事項があった場合、自主開示の履行状況が不十分であった場合には、調査間隔を延長する直前の調査間隔に戻す。

ハ イ及びロ以外の場合については、調査間隔の延長を継続する。

(注) 調査間隔の更なる延長を行う場合及び調査間隔の延長を継続する場合には、5(2)の同意確認を行うことに留意する。

Ⅲ 説明会等の実施

大企業のトップマネジメントが出席する関係団体や地元経済団体等が実施する会合等において、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかける。